

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項					関係地区	類似又は新規漁業の別	
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域			条件
豊共第1号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで	福岡県、大分両県境界から北九州市門司区大字大久保基点第二号までの地先	次の基点第31号、基点第30号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線及び河岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の(ア)から(ネ)までに掲げる区域を除く。 (ア) 佐井川 築上郡吉富町大字直江、延命堰から上流域 (イ) 岩岳川 豊前市大字沓川、下ノ田堰から上流域 (ウ) 真如寺川 築上郡築上町椎田、吾妻橋下流側橋台角から上流域 (エ) 城井川 築上郡築上町椎田、浜宮橋下流側橋台角から上流域 (オ) 祓川 行橋市大字沓尾、沓尾橋下流側橋台角から上流域 (カ) 今川 行橋市大字金星、今川可動堰(今川ダム)の下流 200メートルから上流域 (キ) 江尻川 行橋市大字辰下、常磐橋下流側橋台角から上流域 (ク) 長峡川 京都郡苅田町小波瀬川との合流点から上流域 (ケ) 竹馬川 北九州市小倉南区沼南町、新開橋下流に設置された防潮水門から上流域 (コ) 宇島港泊地(一部航路を含む。) (サ) 苅田町二号地(埋立地)の沖側 200メートル及び南東側 100メートルの区域 (シ) 苅田港泊地(一部航路を含む。) (ス) 苅田港第二南防波堤築堤予定区域 (セ) 苅田町松山工業用地(埋立地)の周囲 100メートルの区域 (ソ) 苅田町新松山地区埋立予定地(埋立が完了した区域を除く。) (タ) 旧曾根河口湖建設予定地 (チ) 土砂処分場(北九州市及び苅田町沖)の周囲 100メートルの区域 (ツ) 次の表のイからヨまでの項に掲げる点及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域	・雑魚底刺網漁業の網は、一重網又は二重網とし、網文 2メートル以上のものを使用してはならない。 ・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区田野浦、同区大字田野浦、同区庄司町、同区東門司、同区東本町、同区太刀浦海岸、同区大字柄杓田、同区柄杓田町、同区喜多久、同区大字大積、同区今津、同区畑、同区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、同市小倉南区、京都郡苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上町、同郡吉富町	類似漁業権
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで						
	餌むし漁業	1月1日から12月31日まで						
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで						
	ゆむし(いい)漁業	1月1日から12月31日まで						
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで						
	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで						
	もがし漁業	1月1日から12月31日まで						
	ばかがい(きぬがし)漁業	1月1日から12月31日まで						
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで						
	まてがし漁業	1月1日から12月31日まで						
	とりがし漁業	1月1日から12月31日まで						
	おおのがし漁業	1月1日から12月31日まで						
	かき漁業	1月1日から12月31日まで						
	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで						
	あかにし漁業	1月1日から12月31日まで						
	てんぐにし漁業	1月1日から12月31日まで						
	あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで						
	あまのり漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
	あおのり漁業	11月1日から翌年5月31日まで						
いぎす漁業	1月1日から12月31日まで							

イ	基点第12号から真方位 54 度 50 分 2,745メートルの点
ロ	基点第12号から真方位 18 度 35 分 5,230メートルの点
ハ	基点第12号から真方位 27 度 20 分 5,765メートルの点
ニ	基点第12号から真方位 25 度 25 分 6,040メートルの点
ホ	基点第12号から真方位 29 度 05 分 6,340メートルの点
ヘ	基点第12号から真方位 31 度 05 分 6,080メートルの点

第2種共同漁業	おごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	えごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あかもく漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚網漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎ石がま漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚底刺網漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎ柴づけ漁業	5月15日から 10月31日まで
	いかかご漁業	3月1日から 6月30日まで
	あなごかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	ばいかご漁業	1月1日から 12月31日まで
	うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	1月1日から 12月31日まで

ト	基点第 12 号から真方位 33 度 55 分 6,355メートルの点
チ	基点第 12 号から真方位 37 度 10 分 6,005メートルの点
リ	基点第 12 号から真方位 38 度 45 分 5,960メートルの点
ヌ	基点第 12 号から真方位 40 度 55 分 5,665メートルの点
ル	基点第 12 号から真方位 81 度 55 分 4,380メートルの点
ヲ	基点第 12 号から真方位 82 度 05 分 3,980メートルの点
ワ	基点第 12 号から真方位 56 度 15 分 4,360メートルの点
カ	基点第 12 号から真方位 48 度 35 分 3,385メートルの点
ヨ	基点第 12 号から真方位 58 度 00 分 3,110メートルの点

(テ) 北九州空港連絡橋の周囲 100メートルの区域(橋下を含む。)  
(ト) 新門司臨海工業用地埋立予定地及び泊地(一部航路を含む。)  
(チ) 田野浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地  
(リ) 太刀浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地  
(ヌ) 行橋市大字稲童字浜字豊午塚及び高島地先の私有地  
(ル) 関門港法定航路(平成 13 年9月 10 日以降に変更された航路を除く。)  
基点第 2 号 北九州市門司区大字大久保、田野浦港埠頭西側から 11 番目の繫船柱から東へ 70 センチメートルのところに設定した標識  
基点第 12 号 京都郡苅田町鳥越町 10 番地 1 号地先の護岸に設定された1級基準点(京都郡苅田町松山地区工業用地旧北角に設定した標識)  
基点第 29 号 基点第 32 号から 296 度 20 分 160メートルの点(築上郡吉富町大字小祝字京泊護岸土木標石柱跡)  
基点第 30 号 福岡、大分両県境山国川山国橋の中央点(福岡及び大分両県の境界標識)  
基点第 31 号 山国川山国橋の左岸(福岡県側)下流側の欄干の先端(親柱)  
基点第 32 号 大分県中津市小祝漁港の旧突端の先端(灯台跡)  
(イ) 基点第 29 号と基点第 32 号を結んだ直線上の中央点  
(ロ) イから真方位 6 度 15 分 18,000メートルの点  
(ハ) 行橋市大字葦島頂上から山口県山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点  
(ニ) 北九州市門司区網の崎突端から山陽小野田市本山岬南端を見通した線の中央点  
(ホ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県山陽小野田市旧宮崎鼻南端(北緯 33 度59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒)を見通した線の中央点  
(ヘ) 北九州市門司区部崎灯台から山口県下関市満珠島灯台を見通した線の中央点  
(ト) 北九州市門司区部崎灯台から真方位 310 度 28 分、2,975メートルの点  
(チ) 基点第 2 号から真方位 7 度 30 分の線と、(ト)と(リ)を結んだ直線との交点  
(リ) 北九州市門司区門司崎灯台から山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した線の中央点

豊共第2号	第1種共同漁業	なまこ漁業	10月1日から翌年3月31日まで	北九州市門司区門司崎灯台から同市門司区大字大久保基点第2号までの地先	次の基点第1号、(イ)、(ロ)及び基点第2号の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 田野浦埠頭の周囲 50メートルの区域及び泊地 (イ) 関門港法定航路 基点第1号 北九州市門司区門司崎灯台 基点第2号 北九州市門司区大字大久保、田野浦埠頭西側から11番目の繫船柱から東へ70センチメートルのところに設定した標識 (イ) 基点第1号から山口県下関市火の山船舶通航信号所を見通す線の中央点 (ロ) 基点第2号から真方位7度30分1,300メートルの点	・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区旧門司、同区田野浦、同区大字田野浦、同区庄司町、同区東本町、同区太刀浦海岸	同上
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
		餌むし漁業	1月1日から12月31日まで					
		あわび漁業	12月21日から翌年10月31日まで					
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで					
		わかめ漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	雑魚底刺網漁業	1月1日から12月31日まで					
		あなごかご漁業	1月1日から12月31日まで					
		ばいかご漁業	1月1日から12月31日まで					
豊共第3号	第1種共同漁業	餌むし漁業	1月1日から12月31日まで	北九州市小倉南区から京都郡苅田町までの地先	次の基点第9号、(イ)、(ロ)及び(ハ)の各点を順次に結んだ直線、間島西側最大高潮時海岸線、次の(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び河岸線によって囲まれた区域。ただし、次の(ア)及び(イ)に掲げる区域を除く。 (ア) 北九州市小倉南区大字曾根 3302 番地及び 3303 番地(堤外民有地) (イ) 貫川 北九州市小倉南区大字曾根新田、新田堰から上流域 基点第9号 北九州市小倉南区大字曾根大浜海岸北端に設定した標識 (イ) 基点第9号から真方位125度00分240メートルの点 (ロ) 基点第9号から真方位108度40分1,477メートルの点 (ハ) 基点第9号から真方位120度20分1,736メートルの点 (ニ) 基点第9号から真方位126度00分1,790メートルの点 (ホ) 基点第9号から真方位134度40分2,155メートルの点 (ヘ) 基点第9号から真方位135度30分2,187メートルの点 (ト) 基点第9号から真方位147度40分3,385メートルの点 (チ) 北九州市小倉南区大字曾根新田字朽網尻南端に設定した標識	・第2種共同漁業に基づくあわびの採捕は12月21日から翌年10月31日に限る。 ・第2種共同漁業に基づくなまこの採捕は10月1日から翌年3月31日に限る。	北九州市門司区恒見、同区恒見町、同区吉志、同区大字吉志、同区吉志新町、同区奥田、同区東新町、同市小倉南区、京都郡苅田町	同上
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで					
		ゆむし(いい)漁業	1月1日から12月31日まで					
		あかがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		もがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		しおふき漁業	1月1日から12月31日まで					
		まてがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで					
		かき漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	あなごかご漁業	1月1日から12月31日まで					
		うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	1月1日から12月31日まで					